

広島市教育委員会告示第24号
令和7年12月22日

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）第8条第1項の規定に基づき、次の文書については、印影（電子計算機に記録したものを含む。）の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市教育委員会

文書名	印影を印刷する公印の名称
・就学援助費認定通知書 ・就学援助費（新入学学用品費） 入学前支給認定通知書 ・就学援助費不認定通知書 ・就学援助費（新入学学用品費） 入学前支給不認定通知書 ・就学奨励費の支給決定についてのお知らせ	教育長印 教育長職務代行者印